

一般社団法人 日本歯科麻酔学会

研修施設・準研修施設に関する規則

平成 27 年 12 月 20 日制定	平成 28 年 5 月 1 日改定	平成 29 年 1 月 21 日改定	平成 29 年 8 月 20 日改定	平成 30 年 5 月 6 日改定
平成 28 年 4 月 1 日施行	平成 28 年 5 月 1 日施行	平成 29 年 1 月 21 日施行	平成 29 年 8 月 20 日施行	平成 30 年 5 月 6 日施行
平成 30 年 8 月 19 日改定	令和 2 年 8 月 20 日改定	令和 3 年 8 月 19 日改定	令和 3 年 10 月 8 日改定	令和 6 年 5 月 12 日改定
平成 30 年 8 月 19 日施行	令和 2 年 8 月 20 日施行	令和 3 年 8 月 19 日施行	令和 3 年 10 月 8 日施行	令和 6 年 5 月 12 日施行
令和 7 年 10 月 10 日改定	令和 8 年 1 月 12 日改定	令和 8 年 9 月 22 日改定		
令和 7 年 10 月 10 日施行	令和 8 年 1 月 12 日施行	令和 8 年 9 月 22 日施行		

第1章 総 則

(目的)

- 第1条 本規則は、一般社団法人日本歯科麻酔学会（以下「学会」という）が歯科麻酔学に関する十分な専門的知識と技能を有するものを養成する上で適正と判断した歯科麻酔学指導施設を除く施設の認定について定める。
- 2 研修施設・準研修施設での研修は、学会認定医および歯科麻酔専門医申請のための研修として認められる。
 - 3 本条第2項に規定する研修施設・準研修施設は、学会専門医審査委員会（以下「審査委員会」という）が審査した後、理事会の議を経て、一般社団法人日本歯科専門医機構（以下「専門医機構」という）へ申請するものとする。

(定義)

- 第2条 研修施設とは、以下の第2項または第3項を満たし、審査委員会および理事会で適正かつ安全な歯科麻酔研修を遂行し得る施設であると認められ、専門医機構で研修施設として認定された施設をいう。
- 2 下記の条件をすべて満たしていること
 - (1) 歯科麻酔専門医または一般社団法人日本専門医機構もしくは公益社団法人日本麻酔科学会が認定する麻酔科専門医（以下、「麻酔科専門医」という）が常勤（週 3 日以上勤務）していること
 - (2) 歯科麻酔指導医もしくは歯科麻酔専門医、または、麻酔科専門医が担当・指導している歯科領域に関連する全身麻酔症例数が年間 100 例以上あること
 - (3) 全身麻酔および救急蘇生に必要な器械・器具、回復室、臨床検査器材、また麻酔学に関連する相当数の図書等が備わっていること
 - (4) 当該施設の医療安全体制が十分な整備されていること
 - (5) 麻薬、毒薬、向精神薬、劇薬が適切に管理されていること
 - 3 申請の時点で公益社団法人 日本麻酔科学会が認定する麻酔科認定病院（以下、「麻酔科認定病院」という）であり、医科麻酔科研修を受け入れていること

第3条 準研修施設とは、下記の条件すべてを満たし、審査委員会および理事会で適正かつ安全な歯科麻酔研修を遂行し得る施設であると認められ、専門医機構で準研修施設として認定された施設をいう。

- (1) 歯科麻酔専門医が常勤（週3日以上勤務）していること
- (2) 歯科麻酔専門医が担当・指導している歯科領域に関連する全身麻酔症例または静脈内鎮静法症例が年間 50 例以上あること
- (3) 全身麻酔および救急蘇生に必要な器械・器具、回復室、臨床検査器材、また麻酔学に関連する相当数の図書等が備わっていること
- (4) 当該施設の医療安全体制が十分な整備されていること
- (5) 麻薬、毒薬、向精神薬、劇薬が適切に管理されていること

第4条 本規則における研修施設・準研修施設の指導者とは、麻酔関連業務の責任者のことであり、歯科麻酔専門医でなければならない。1機関につき1指導者とし、指導者と当該施設は一对の資格である。当該施設を辞する場合にはその資格は失効する。

但し、麻酔科認定病院では当該施設の代表麻酔科専門医は、研修施設の指導者として申請することができる。麻酔科認定病院に常勤する歯科麻酔専門医が、研修施設の指導者として申請する場合は、第2条第2項の条件を満たす必要がある。

（認定期間）

第5条 研修施設・準研修施設資格の認定期間は5年であり、毎年4月1日から5年目の3月31日までとする。

（認定の取消）

第6条 研修施設・準研修施設が以下に掲げる事由に該当するとき、審査委員会の答申により、理事会の承認を得て、専門医機構に申請し研修施設・準研修施設の認定を取消す。

- (1) 研修施設・準研修施設の指導者が歯科麻酔指導医もしくは歯科麻酔専門医資格を喪失したとき
 - (2) 研修施設・準研修施設の指導者が認定の取消を申し出たとき
 - (3) 研修施設・準研修施設の指導者が更新の手続きをしなかったとき
 - (4) 学会の理事会ならびに審査委員会が研修施設・準研修施設としてふさわしくないと認めたとき
 - (5) 本規則第2条第3項に該当する研修施設が公益社団法人日本麻酔科学会の麻酔科認定病院の認定を取り消されたとき
- 2 学会の理事会ならびに審査委員会は、前項第4号に該当するときは、研修施設・準研修施設の指導者に文書により、取消の理由を通知しなければならない。
 - 3 研修施設・準研修施設の指導者は第1項第1号に該当するときは、すみやかに辞退届を提出しなければならない。

（認定登録後の義務）

第7条 研修施設・準研修施設の指導者は、当該施設の麻酔業務に関連した医療事故をすみやかに学会の理事会に報告しなければならない。ここで医療事故とは、当該施設の事故調査委員会で調査したもので、且つ公表されたものをいう。

- 2 研修施設・準研修施設は、審査委員会の指定する方法により、申請内容について報告しなければ

ばならない。

- 3 研修施設・準研修施設において、指導者の異動があった際には、審査委員会宛に本規則第9条第1項に定める「研修施設・準研修施設 認定申請書」、「指導者履歴書」ならびに「指導者交代届」を届出し、再申請しなければならない。

審査委員会は、指導者の審査結果について理事会の承認を得て、審査結果を申請者に通知する。

- 4 研修施設・準研修施設は、学会が行う歯科麻酔に関する教育および育成事業ならびに研究および調査に協力する義務がある。正当な理由なしに協力を行わなかった場合は研修施設・準研修施設の更新を認めないことがある。また、上記の研究および調査に協力しなかった期間中の症例は、学会認定医の申請症例として認めないことがある。
- 5 本条第1項、第2項、第3項および第4項の義務を遂行しない場合、前条第1項第4号に抵触する場合がある。

第2章 新規認定

(申請資格)

第8条 研修施設の認定審査を希望する施設は、本規則第2条第2項または第3項に定める基準をすべて満たさなければならない。

- 2 準研修施設の認定審査を希望する施設は、本規則第3条に定める基準をすべて満たさなければならない。

(申請)

第9条 研修施設・準研修施設の認定審査を希望する施設の指導者は、以下(1)～(7)の書類を審査委員会に提出しなければならない。なお、ここでいう臨床実績は申請前年度の実績とする。当該施設の代表麻酔科専門医が指導者として研修施設を申請する場合は、下記(1)(2)(7)および公益社団法人日本麻酔科学会の麻酔科認定病院認定証の写しの提出が必要である。

- (1) 研修施設認定申請書、準研修施設認定申請書
- (2) 指導者履歴書
- (3) 医療機関における設備備品等に関する報告書
- (4) 臨床実績報告書
- (5) 症例一覧
- (6) 指導体制証明書
- (7) 払込控貼付用紙

- 2 研修施設・準研修施設の新規認定審査は、審査委員会の定める期間に受け付ける。

- 3 研修施設・準研修施設の認定審査料は10,000円とし、申請時に納付する。

(審査)

第10条 研修施設・準研修施設の認定一次審査は書類審査とし、審査委員会が実施する。

- 2 既納の審査料は、いかなる理由であっても返還はしない。

(認定・登録)

第11条 審査委員会は、審査結果について理事会の承認を得て、審査結果を申請者に通知する。

- 2 審査に合格した施設の指導者は、審査結果通知後に研修施設・準研修施設登録料10,000円を納付する。1ヶ月後納付が確認されなかった場合、合格を取り消す。
- 3 学会は、前項の登録料を納付した施設を研修施設・準研修施設として、専門医機構に申請する。研修施設・準研修施設として専門医機構に認定された施設には専門医機構より認定証が交付される。
- 4 既納の登録料は、いかなる理由であっても返還はしない。

第3章 更新認定

(更新)

第12条 研修施設・準研修施設の認定期間が終了し、引き続き研修施設・準研修施設の継続を希望する施設の指導者は、認定期間が終了する前に、以下(1)～(7)の書類を審査委員会に提出し、更新手続きをしなければならない。麻酔科認定病院が更新申請する場合は、下記(1)(2)(7)および公益社団法人日本麻酔科学会の麻酔科認定病院認定証の写しの提出が必要である。
なお、ここでいう臨床実績は申請前年度の実績とする。更新にあたっては研修施設においては本規則第2条、準研修施設においては第3条の規定の規定を満たさなければならない。

- (1) 研修施設認定申請書、準研修施設認定申請書
- (2) 指導者履歴書
- (3) 医療機関における設備備品等に関する報告書
- (4) 臨床実績報告書
- (5) 症例一覧
- (6) 指導体制証明書
- (7) 払込控貼付用紙
- (8) その他必要とされる書類

(更新申請)

第13条 研修施設・準研修施設の更新の申請は、本規則第12条の規定を適用する。

- 2 研修施設・準研修施設の更新審査料は、10,000円とし、申請時に納付する。
- 3 研修施設・準研修施設の継続を希望する施設の指導者は審査委員会の指定する方法により申請を行わなければならない。

(更新審査)

第14条 研修施設・準研修施設の更新審査は書類審査とし、審査委員会が実施する。

- 2 審査に係る書類の不備について連絡を受けたにもかかわらず、特別の理由もなく2週間以上経過した場合、審査を行わない場合がある。
- 3 既納の審査料は、いかなる理由であっても返還はしない。

(更新認定・登録)

第15条 審査委員会は、審査結果について理事会の承認を得て、審査結果を申請者に通知する。

- 2 審査に合格した施設の指導者は、審査結果通知後1ヶ月以内に登録料10,000円を納付する。
- 3 学会は、前項の登録料を納付した研修施設・準研修施設を認定申請施設として、専門医機構に申請する。研修施設・準研修施設として専門医機構に認定された施設には専門医機構より認定証が交付される。
- 4 既納の登録料は、いかなる理由であっても返還はしない。

第4章 規則の変更

第16条 本規則を変更する場合は、審査委員会で審議し、理事会の承認を必要とする。但し、専門医機構の承認が必要な内容の変更については、理事会での承認後、専門医機構の承認を必要とする。

第5章 補 則

第17条 本規則に定める事項のほか、研修施設・準研修施設の認定に関し必要な事項は別に定める。

第18条 本規則第5条にかかわらず、2025年、2026年、2027年、2028年、2029年に新規取得または更新した研修施設・準研修施設の資格は、それぞれ2025年7月1日から2030年3月31日、2026年7月1日から2031年3月31日、2027年7月1日から2032年3月31日、2028年7月1日から2033年3月31日、2029年7月1日から2034年3月31日までとする。

第19条 本規則第3条第1項の改定によって、指導者が非常勤であったため準研修施設でなくなった施設においては、2027年3月31日までに歯科麻酔科研修した症例は専門医申請症例として提出することができる。

第20条 本規則第2条第3項については、本規則の改定日以降に新規承認または更新した施設に適用する。